



マイナンバー

～社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）連続特集その②～

# 民間事業者のみなさんも、 マイナンバーを取り扱います

総務課広報情報係 ☎ 25 1114

平成 28 年 1 月以降、税や社会保障の手続きで  
従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払調書作成

など

**マイナンバーの取り扱いにあたっては、  
ガイドラインを踏まえた対応が必要です。**

マイナンバーをその内容に含む個人情報の適正な取り扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修などによるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いいたします。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会 **検索**

**法人には法人番号が通知されます。**

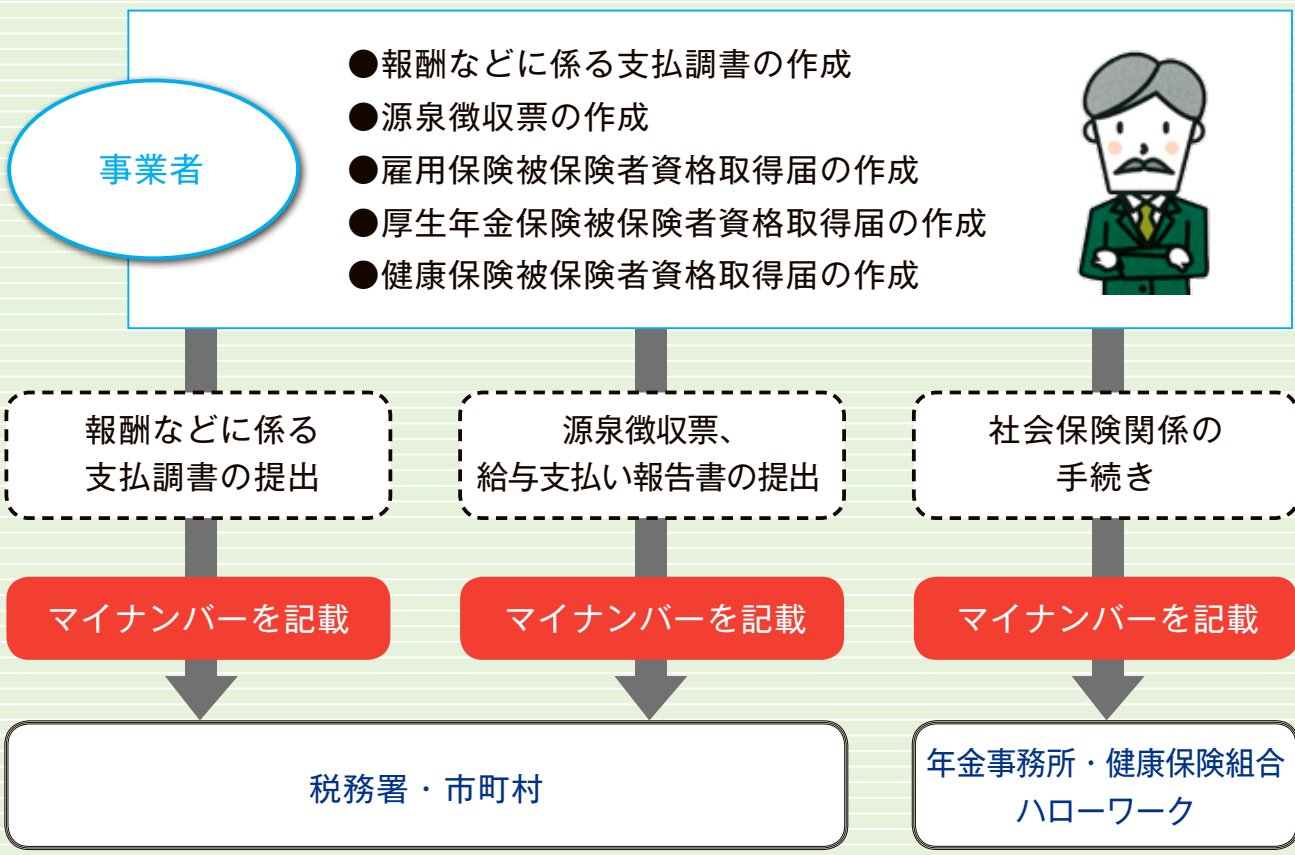
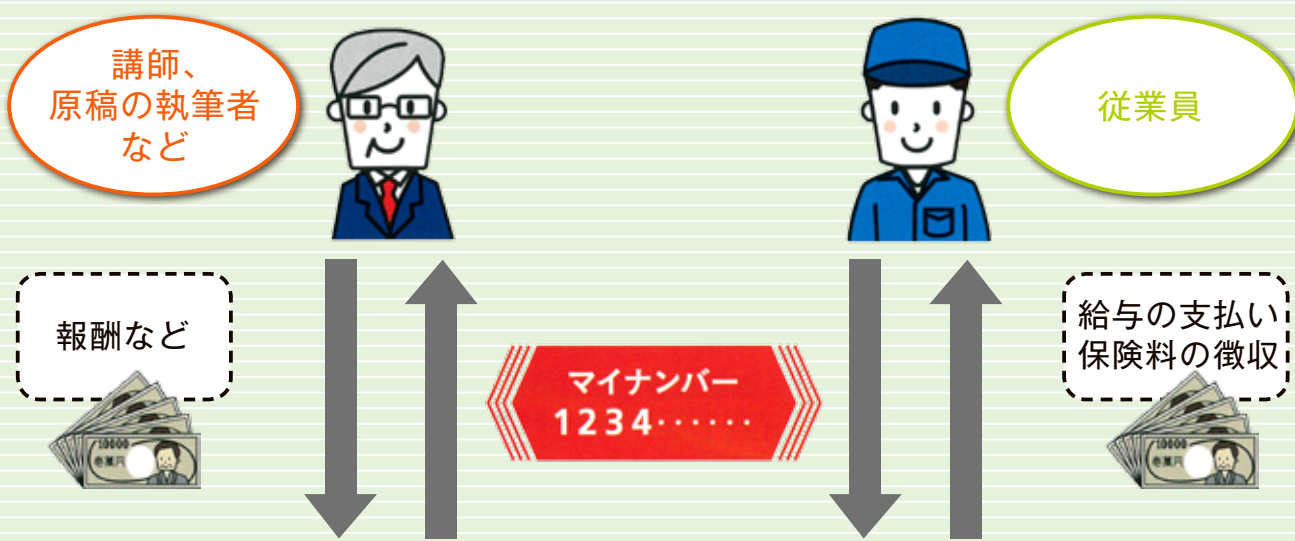
平成 27 年 10 月から、法人<sup>\*</sup>には 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーとは異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。（法人の支店・事業所などや個人事業者のかたには指定されません）

法人番号についてくわしくはこちら

法人番号 国税庁 **検索**

平成 28 年 1 月以降、マイナンバーはこのように利用されます。



マイナンバーに関する問合せ ☎0570-20-0178

[全国共通ナビダイヤル]午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※平成27年10月～平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を午後8時まで延長。  
 また、年末年始を除く土曜・日曜日、祝日も午後5時30分まで開設予定です。

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は ☎0570-20-0291